

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2)～(6) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔同左〕</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(2)～(6) 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

地方公営企業法の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p>（他の法律の適用除外等）</p> <p>第39条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 企業職員については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定は、適用しない。ただし、第34条において準用する地方自治法第243条の2第3項の規定による処分を受けた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第39条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕 平成26年法律第69号（平成26年6月13日公布）</p>

4 企業職員に対する地方公務員法第8条第1項第4号の規定の適用については、同号中「人事行政の運営」とあるのは、「退職管理」とする。

〔新設〕

平成26年法律第34号（平成26年5月14日公布）

5 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項及び第17条の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第6条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあっては、第5号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「5分の1勤務時間（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に5分の1を乗じて得た時間に端数処理（5分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。）に2を乗じて得た時間に10分の1勤務時間（週間勤務時間に10分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）を加えた時間から8分の1勤務時間（週間勤務時間に8分の1を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に5を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第17条中「第13条から前条まで」とあるのは「第13条及び前条」とする。

3 〔同左〕

6 企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第3項の規定の適用については、同項中「承認（第2号にあっては、承認その他の処分）」とあるのは「承認その他の処分」と、同項第1号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第2号中「条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分（当該管理規程を制定していない場合にあっては、同法第61条第7項の規定により読み替え

4 〔同左〕

て準用する同条第5項の規定による承認)」
と、同項第3号中「承認」とあるのは「承
認に相当する承認その他の処分」とする。

【施行日】平成28年4月1日